

避難確保計画

【施設名：

】

年

月 作成

様式編 目次

自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	施設の概要	様式1	1
3	施設が有する災害リスク	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～6
5	情報収集・伝達	様式3	7
6	避難誘導	様式4	8
7	避難に必要な設備の整備	様式5	9
8	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	9
9	防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	12
12	緊急連絡網	様式9	13
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	13
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	14
15	防災体制一覧表	様式12	15
-	避難先までの避難経路図	別紙1	18
-	施設建物内の避難経路図	別紙2	19
-	タイムライン	別紙3	20

1 計画の目的

関連法:

2 施設の概要

利用形態	通所	入所
		×

建物の階数		階
-------	--	---

	平 日						休 日					
	要配慮者			職員			要配慮者			職員		
昼間	約		名	約		名	約		名	約		名
夜間	約		名	約		名	約		名	約		名

※要配慮者数は最大数を記載(おおよその数でもよい)

※夜間は要配慮者はいない

3 施設が有する災害リスク

水害(洪水、高潮)

洪水浸水想定区域(洪水)	☒ 非該当	☐ 該当	最大浸水深:	
高潮浸水想定区域(高潮)	☒ 非該当	☐ 該当	最大浸水深:	

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☒ 非該当	☐ 該当(以下の該当する分類にチェック)
------------------------	---	---

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、通院(所)部門は臨時休業を判断する。

また、午前 時の時点で、全県下又は久留米市に以下のいずれかが発令されている場合、通院(所)部門を臨時休業とする。

- ・ 暴風警報又は特別警報
- ・ 大雨警報又は特別警報
- ・ 洪水警報

- ・
- ・
- ・

● 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、市町村長へ報告する。

● 計画の見直し

計画は、避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者			情報連絡班			避難誘導班			装備品等準備班		
	責任者			責任者			責任者			責任者		
警戒Lv1 災害への心構えを高める段階	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒Lv2 注意体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒Lv3 警戒体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒Lv4 非常体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名

【防災体制確立の判断時期】

警戒レベル1 災害への心構えを高める	・警報級の可能性(大雨警報、暴風警報)「中」または「高」が発表された場合 ・台風の接近が予想されている場合 ・ ・
警戒レベル2 注意体制	・大雨または洪水注意報が発表された場合 ・●●川氾濫注意情報が発表された場合 ・ ・
警戒レベル3 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・大雨または洪水警報が発表された場合 ・●●川氾濫警戒情報が発表された場合 ・
警戒レベル4 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・●●川氾濫危険情報が発表された場合 ・ ・

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者			情報連絡班			避難誘導班			装備品等準備班		
	責任者			責任者			責任者			責任者		
警戒Lv1 災害への心構えを高める段階	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒Lv2 注意体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒Lv3 警戒体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒Lv4 非常体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名

【防災体制確立の判断時期】

警戒レベル1 災害への心構えを高める	・台風の接近が予想されている場合 ・ ・ ・
警戒レベル2 注意体制	・高潮注意報(警報級に切り替える可能性に言及なし)が発表された場合 ・ ・ ・
警戒レベル3 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・高潮注意報(警報級に切り替える可能性高い)が発表された場合 ・ ・
警戒レベル4 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・高潮警報または高潮特別警報が発表された場合 ・ ・

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者			情報連絡班			避難誘導班			装備品等準備班		
	責任者			責任者			責任者			責任者		
警戒Lv1 災害への心構えを高める段階	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒Lv2 注意体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒Lv3 警戒体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒Lv4 非常体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名

【防災体制確立の判断時期】

警戒レベル1 災害への心構えを高める	・警報級の可能性(大雨警報、暴風警報)「中」または「高」が発表された場合 ・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 注意体制	・大雨注意報(土砂災害)が発表された場合
警戒レベル3 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表された場合
警戒レベル4 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合

5 情報収集・伝達

様式 3

(1) 情報収集

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性)	
	【避難情報(久留米市)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	
	【避難所の開設状況(久留米市)】 指定緊急避難場所や 福祉避難所の開設状況	
	道路の通行止め情報	
洪水	・洪水注意報、洪水警報、 大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布) ・洪水予報 氾濫注意情報、氾濫警戒情報 氾濫危険情報、氾濫発生情報	
高潮	・高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報	
土砂災害	・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	

(2) 情報伝達

レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	伝達経路
警戒 Lv1	早期注意情報	気象庁HP		職員
	事前休業の周知			親族・関係者
警戒 Lv2	職員への招集連絡			職員・支援協力者
	洪水注意報	気象庁HP		職員・支援協力者
	氾濫注意情報	川の防災情報		職員・支援協力者
	大雨注意報	気象庁HP		職員・支援協力者
警戒 Lv3	高齢者等避難	気象庁HP		職員・支援協力者
	避難先の開設情報	市・県HP		避難誘導班
	避難開始の連絡			市役所の担当課
	洪水警報	気象庁HP		職員・支援協力者
	氾濫警戒情報	川の防災情報		職員・支援協力者
	大雨警報	気象庁HP		職員・支援協力者
警戒 Lv4	避難指示	気象庁・市・県HP		職員・支援協力者
	避難完了の連絡			市役所の担当課
	氾濫危険情報	川の防災情報		職員・支援協力者
	土砂災害警戒情報	気象庁HP		職員・支援協力者

様式 4

避難開始基準は 〇〇とする。

	避難先名称	距離	避難方法				所要時間
			徒歩	車両		機材	
系列・類似の施設		m	☐	☐		台	
指定緊急避難所		m	☐	☐		台	
近隣の安全な場所		m	☐	☐		台	
屋内安全確保		m					

避難開始基準は となる。

	避難先名称	距離	避難方法				所要時間
			徒歩	車両		機材	
系列・類似の施設		m	☐	☐	台		
指定緊急避難所		m	☐	☐	台		
近隣の安全な場所		m	☐	☐	台		
屋内安全確保		m					

避難開始基準は 〇〇とする。

	避難先名称	距離	避難方法				所要時間
			徒歩	車両		機材	
系列・類似の施設		m	☐	☐	☐	台	
指定緊急避難所		m	☐	☐	☐	台	
近隣の安全な場所		m	☐	☐	☐	台	
屋内安全確保		m					

※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、過酷な事象に遭遇した場合は「避難所へ避難できない場合は、避難所から避難する」に緊急的に移動する

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

7 避難に必要な設備の整備

様式 5

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。
これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等			
分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター		
	上下階の移動のできる大型スロープの設置		
	車椅子		
	その他()		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置		
	土のう		
	止水板		
	階段昇降機の設置		
	その他()		

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。
これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等			
分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ		
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末		
	電話やファックス		
	携帯電話やスマートフォン		
	電池や非常用電源		
避難誘導	要配慮者の名簿		
	案内旗		
	ビブス		
	懐中電灯		
	ハンドマイク		
	雨具		
	ライフジャケットやヘルメット		
	避難ルートを示したマップ		
	救急用品		
	移動用の車両		
避難先	水や食糧		
	衛生用品や衣料品		
	電池や携帯充電器		
その他			

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

様式 6

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

防災教育及び訓練の年間計画		実施予定時期
避難確保計画の作成 = 防災体制の確立		
避難確保計画の周知	○職員、要配慮者、家族や支援者、避難支援協力者に電子データなどで避難確保計画を共有し、周知する	
職員、避難支援協力者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 等	
要配慮者、家族、支援者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する家族や支援者への説明 等	
↓		
通所部門		
情報収集、情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○家族や支援者への伝達手段(メール・電話等)の確認、試行 等	
立退き避難訓練	○避難経路ごとに避難方法(車、徒歩など)を確認 ○施設から避難先までの避難に要する時間の計測 等	
屋内安全確保訓練	○避難方法の確認 ○避難に要する時間の計測 等	
↓		
入所部門		
↓		
避難訓練結果の振り返り	○訓練終了後に参加者全員で訓練を振り返る ○訓練計画で決めた訓練の目的・目標について達成度を確認し、その後、個別の反省点や行動等について意見交換する	
↓		
久留米市への避難訓練結果の報告	○手引き第9章に掲載している避難訓練結果の報告様式に基づき、久留米市に訓練結果を報告する	
↓		
避難確保計画の見直し	○振り返りでの意見や問題点を踏まえて、避難確保計画を見直す	

10 自衛水防組織の業務に関する事項

様式 7

(1)「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ①毎年 月 に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ②毎年 月 に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

(4) 自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に要配慮者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

名簿を作成することが困難な場合は、カルテ等を用いてもよい。

様式 8

11 利用者緊急連絡先一覧表

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式 9

12 緊急連絡網

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式10

13 外部機関等の緊急連絡先一覧表

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

名簿を作成することが困難な場合は、カルテ等を用いてもよい。

様式11

14 対応別避難誘導一覧表

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

様式12

15 防災体制一覧表

別表 1

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者 () (代行者)		
総括・情報班	担当者	役割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	担当者	役割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別表 2

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿(職員、支援者、要配慮者)
避難誘導班	様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。

【避難先までの避難経路図】

洪水時・高潮時の発生時・土砂災害の発生時の避難先、避難経路は以下のものとする。

	立退き避難					
	避難先 1	所要時間	避難先 2	所要時間	避難先 3	所要時間
洪水						
高潮						
土砂災害						

※施設の位置、避難先の位置、避難方法（徒歩、自動車等）、所要時間を記載してください。
避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設建物内の避難経路図】

	屋内安全確保	所要時間
洪水		
高潮		

※施設建物内の避難経路図を記載してください。

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

避難に必要な行動を時系列順に整理したタイムライン

タイムラインの設定	統括指揮者	情報連絡班	避難誘導班	装備品等準備班
防災気象情報、避難情報	全体を指揮	情報収集や伝達	要配慮者の避難支援	設備や装備の点検・準備
警戒レベル1 ■早期注意情報 (警報級の可能性)				
警戒レベル2 ■大雨注意報 ■洪水注意報 ■高潮注意報				
警戒レベル3 ■高齢者等避難 ■洪水警報 ■氾濫警戒情報 ■高潮注意報 ■大雨警報(土砂災害)				
警戒レベル4 ■避難指示 ■氾濫危険情報 ■高潮警報 ■高潮特別警報 ■土砂災害警戒情報				
警戒レベル5 ■緊急安全確保 ■大雨特別警報 ■氾濫発生情報				